



# 旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などの 被害回復にご協力ください。

## 対象となる方に補償金等が支給されます。

※当該補償金等を受けたことをもって生活保護が停廃止されることはありません。

<国において審査・支給を実施>

### 補償金の支給

**対象:** 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人  
及びその配偶者（死亡している場合はその遺族  
（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、<sup>ひまご</sup>曾孫又は<sup>おいめい</sup>甥姪））

**支給額:** 本人 1500万円 配偶者 500万円※事実婚などを含む



詳細はこちら

### 優生手術等一時金の支給

**対象:** 旧優生保護法に基づく  
優生手術等を受けた  
本人で生存している方

**支給額:** 320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

### 人工妊娠中絶一時金の支給

**対象:** 旧優生保護法に基づく  
人工妊娠中絶等を受けた  
本人で生存している方

**支給額:** 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

詳しくは専用相談窓口にお問い合わせください。  
ご本人に知らされないまま手術をされたケースもあります。  
関係者からの被害者に関する情報提供にもご協力ください。

### 兵庫県 旧優生保護法専用相談窓口

平日（月曜日～金曜日） 10:00～16:00  
TEL:078-362-3439 FAX:078-362-3913

### 兵庫県弁護士会 旧優生保護法専用相談窓口

毎週水曜日（平日のみ（休館日除く）） 13:00～16:00  
TEL:078-335-7744 FAX:078-362-0084

申請に伴う手術記録  
の調査なども含め、  
**無料で弁護士によるサポート**を受け  
ることができます。

※窓口はいずれも年末年始・祝日を除く